

令和3年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会

日時 令和3年10月22日（金）13:00～16:00

場所 ウェディングプラザ アラスカ 地下1階「サファイア」

（司会）

本日の司会進行を務めさせていただきます企画調整課長代理の後村でございます。よろしくお願いいたします。

会議の前に事務局の方から資料の確認をさせていただきます。

（事務局）

それでは、資料の確認をさせていただきます。事務局の角田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、先般書面にて開催させていただきました第1回委員会の資料、青色のファイルですが、お持ちいただいておりますでしょうか。

もう1つ、事前にお送りした公共事業事後評価に関する資料についてもお持ちいただいておりますでしょうか。もし、お持ちいただけていなければ、こちらの方で御用意いたしますので、お知らせください。

次に、本日お配りする資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚目が次第でございます。2枚目が委員の皆様の名簿。3枚目が席図。4枚目が配付資料一覧になっております。

本日の配付資料につきましては、

資料1が「令和3年度第1回青森県公共事業再評価等審議委員会（書面会議）の表決結果」。

資料2が「令和3年度青森県公共事業再評価等審議委員会年間スケジュール」。

資料3が「令和3年度公共事業再評価に関する意見書（案）」。

資料4が「令和3年度公共事業事後評価対象事業に関する質問事項及び回答」。

そして資料5が「令和3年度公共事業事後評価に関する意見書（案）」です。

最後ですが、既に送付済みの資料の差替として、「配布資料一覧」の「差替資料」の欄にあります資料について、該当ページに「差替」と表示したものをお配りしております。

差替資料につきましては、議事の中で、その内容等を担当課の方から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（司会）

それでは、ただ今から「令和3年度第2回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。

開会にあたりまして、企画政策部次長の富谷より御挨拶を申し上げます。

(富谷次長)

企画政策部の次長、富谷と申します。

本日は、御多忙の中、当委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、県行政の推進にあたり、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

御案内のとおり、今年度の第1回の委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、書面により開催させていただきましたが、委員の皆様には、限られた時間の中で再評価対象事業について御審議をいただきましたことに、改めて御礼を申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり本県の社会資本の整備は、未だ十分とは言い難い状況にあります。8月に下北及び上北地方で多大な被害が発生した大雨災害をはじめ、近年、甚大な被害をもたらす自然災害が全国的に発生している状況を踏まえ、県民が安全に安心して暮らせる、「災害に強い青森県づくり」を進め、県内各地域の更なる発展を遂げていくためにも、今後も着実に公共事業を実施し、社会資本の整備を推進していくことが必要と考えております。

一方、限りある予算の中で公共事業を実施していくためには、「選択と重点化」及び「財源の有効活用」に努めるのは勿論のこと、県民の皆様から十分な御理解をいただけるよう、委員の皆様から御意見をいただきながら、公共事業再評価及び事後評価を厳格に実施するとともに、その検証過程を広く積極的に公開して、県民の皆様への説明責任を果たしていく、これが何よりも重要と認識しております。

本日は、長時間の会議になりますが、公共事業の実施過程における客観性、透明性の向上及び効率的執行の確保に向けて御審議いただけますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

(司会)

本日は、今年度初めての対面での会議でございますので、委員の皆様と県の出席者を御紹介させていただきます。

それでは、委員の皆様の方から、名簿の順に御紹介いたします。

阿波委員長でございます。

石田委員です。

小山委員です。

小山委員は、本年5月31日に新しく委員に御就任いただいております。

樺委員です。

森淳委員です。

森洋委員です。

なお、本日、大橋委員、高松委員、南委員、渡辺委員は、所用により御欠席でございます。

続いて、県側の出席者を御紹介いたします。

はじめに、企画政策部でございます。

ただ今、御挨拶申し上げました次長の富谷でございます。

続きまして、農林水産部です。

農林水産部次長 石澤でございます。

農村整備課課長 増岡でございます。

林政課課長 及川でございます。

漁港漁場整備課課長 道場でございます。

続いて、県土整備部です。

県土整備部理事の宮本でございます。

道路課課長の米田でございます。

河川砂防課課長の阿部でございます。

港湾空港課課長の羽田でございます。

都市計画課課長の今井でございます。

以上、本日の出席者でございます。

他に関係の職員も出席しておりますので、よろしく願いいたします。

本委員会の会議は、青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、10名中6名の御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

議長につきましては、同じく委員会設置要綱第6第2項の規定により、委員長が務めることとされております。

それでは、阿波委員長、議事の進行をよろしく願いいたします。

(阿波委員長)

阿波です。どうぞ、本日はよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に何点か確認させていただきます。

まずは、本委員会の基本的な事項についてでございます。

3つございます。

1つ目は、会議は委員会運営要領第3に基づき公開といたします。

2つ目です。審議内容は、資料とともに事務局の企画調整課で公表・縦覧します。議事録の公表にあたっては、各委員の了解を得て行うこととします。

3つ目です。委員会終了後の報道機関等の取材対応は、委員長に一任くださるようお願いいたします。

以上、委員の皆様方の御協力を得ながら議事を進めていきたいと思っております。どうぞ御協力

のほど、よろしくお願いいいたします。

続きまして、書面会議で開催されました第1回委員会の書面決議の結果について。また、委員会の今年度のスケジュールについて確認いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、書面議決結果及び年間スケジュールについてご説明させていただきます。

資料の1を御覧いただきたいと思います。資料の1、第1回青森県公共事業再評価等審議委員会書面会議の表決結果ということで、会議の開催につきましては、今回、コロナの関係がありまして、対面ではなく書面で開催させていただいたところでございます。

返信期日である7月26日までに全ての委員の皆様から書面表決書の提出があったということで、青森県公共事業再評価等書面会議実施要領第3第2項の規定により、会議成立とさせていただきます。

表決結果につきましては、(1)、(2)のとおり、議事1号から議事8号について全ての委員の皆様から「可」ということで表決をいただいております。

また、いずれの委員からも附帯意見は提出されておりました。

続きまして、資料2を御覧いただきたいと思います。資料2の令和3年度青森県公共事業再評価等審議委員会スケジュール、こちらの方になっております。

第1回委員会が、今、説明いたしました書面会議ということで、7月12日に通知差し上げ、7月26日を提出期限に書面表決成立とさせていただきます。議事については、現地調査の実施と令和3年度再評価等対象事業の審議ということで、結果は先ほど述べさせていただきます。

第2回委員会につきましては、本日、対面で開催させていただいているところでございます。再評価と事後評価について、議事(1)から(4)まで御審議いただくこととなっております。意見書の提出につきましては、本日の委員会を踏まえまして、11月12日に知事へ意見書を提出する予定とさせていただきます。

続きまして、第3回委員会につきましては、来年の2月頃を予定しておりますが、議事につきましては、今回の委員会で設定していただく来年度の事後評価対象事業に係る事前整理ということで考えており、コロナの状況を鑑みて、近くなりましたら対面で実施するか、もしくは書面開催も含めて検討させていただき、御連絡させていただきたいと思っております。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から御説明いただきました、資料1の第1回委員会の書面会議の表決の結果、並びに資料2のこの委員会のスケジュールについて、委員の皆様から御質問がありまし

たらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

資料1、資料2について、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、質問がないようですので、次に進みたいと思います。

本日の審議の進め方を確認いたします。お手元の次第を御覧ください。

本日の議事は4つございます。

1つ目が、再評価に関する意見書のとりまとめ

2つ目が、事後評価結果の審議

3つ目が、事後評価に関する意見書のとりまとめ

4つ目が、来年度の事後評価対象事業の選定となります。

議事の1につきましては、先ほど、事務局から御説明いただきました書面会議により開催した、第1回委員会において、委員会意見は対象となる7事業全てを県の対応方針案どおり「継続」とし、また、「附帯意見はなし」とすることで議決いたしました。これを踏まえて、再評価に関する意見書のとりまとめを行います。

続いて、議事の2つ目です。事後評価結果の審議を行います。昨年度、この委員会において選定した3事業について、担当課から評価結果について説明していただいた後、評価結果の妥当性等について委員の皆様方から御意見いただき審議をいたします。

その後、議事の3でございますが、県の方で行っていただいた事後評価の結果について、委員会としてどのように考えるのか整理をいたしまして再評価と同様、知事に提出する意見書のとりまとめを行います。

最後が議事の4つ目でございますが、来年度の事後評価の対象事業の選定を行いたいと思います。以上、4つが本日の議事となっております。

それでは、早速でございますが、議事の方に入っていきたいと思います。

議事の1番です。再評価に関する意見書のとりまとめに入ります。資料3をお開きください。意見書の案です。公共事業再評価に関する意見案となっております。1枚目が意見書の表紙となります。めくっていただいて2枚目が目次となります。更にもう1枚めくっていただきますと、3枚目から、今年度、審議した7つの事業に対する委員会意見の一覧となっております。いずれも評価は「継続」ということで、附帯意見は記載してございません。最後でございます。委員会の委員の名簿と今年度の審議の経過を記載しております。戻りまして、3枚目の委員会の意見を御覧ください。先ほどの今年度の対象事業7つの委員会意見のページをお開きください。先ほど申し上げましたように、委員会の意見については、書面会議による第1回委員会において対象となる7つの事業全てを県の対応方針案のとおり「継続」としております。また、各事業に対する附帯意見等は記載してございません。これまでの審議を踏まえまして、この意見書のとおりでよろしいか、再度確認いたします。委員の皆様方から御意見等ございましたらお願いいたします。

7つの事業、対象事業全てについて、県の対応方針案のとおり「継続」ということと、「附帯意見の記載はなし」ということでよろしいでしょうか。それでは、この原案のとおり、再評価に関する意見書を決定したいと思います。どうもありがとうございました。後日、委員の皆様方には、最終形の意見書をお送りし確認いただいた上で私と委員長職務代理者の大橋委員から知事へ意見書を提出したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして議事の2つ目です。事後評価の結果の審議を行います。審議に入る前に事務局から事後評価全般についての説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事後評価全般について御説明させていただきます。

事後評価につきましては、事業完了後5年目の事業を対象として、事業の効果、環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、結果を同事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映するため実施するものです。

これまでの委員会におきまして、事後評価、いわゆる既に完了した事業の評価につきましては、従来の費用対効果分析、B/Cだけではなくて、「費用ではなく、むしろ期待された便益が得られたか」や「金銭価値化できないものを含め、総合的にどのように評価していくか」が重要であるとの御意見をいただいております。

このため、平成31年2月14日に全般的な評価手法の見直しについて検討するために設置している「青森県公共事業評価システム検討委員会」を開催し、事後評価の導入の経緯や目的、これまでの実施状況、課題等を踏まえた当面の対応案について御了承いただいたところ です。

具体的には、昨年度に引き続き、次に申し上げる事項について留意した上で、事後評価調書を作成したものです。

1つ目といたしまして、「公共事業評価の実施時期における事業費の増減理由」や「費用対効果分析B/Cの算定項目ごとの増減額・増減理由」など、よくある質問・意見項目については、あらかじめ調書の中に記載する等、内容の充実・工夫を図りました。

2つ目として、「事業効果の発現状況」につきましては、金銭価値化できない効果、事業目的の達成等を積極的に取り上げ、総合的な評価の検討に資するよう工夫いたしました。

3つ目といたしまして、「事後評価箇所状況写真」につきましては、関連する記載項目の欄の中で掲載し、記載内容をより分かりやすくするよう工夫いたしました。

最後に、次年度以降、同種事業の評価の際に参考となるような建設的なコメントを記載する等内容の充実を図ったところでございます。

以上のような観点から調書を作成しておりますが、本日の事後評価の審議において、さらなる改善の必要性に関する御意見があった際には、来年度の調書作成作業の参考とさせていただきますと考えておりますので、御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

それでは、昨年度の、この委員会で選定しました3つの事業について、担当課から評価結果の説明をいただいた後、その評価結果の妥当性等について審議を行います。

質疑は、事業ごとに行います。

なお、事前に各委員からいただいた御質問については、担当課からの説明時にお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、個別事業の説明について、まずは農村整備課からお願いいたします。

(農村整備課)

よろしくお願いいたします。

農林水産部農村整備課 防災・積算グループの小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

3名の委員から御質問をいただいておりますが、まずは調書を説明した後にお答えしたいと思います。

整理番号R3-1です。

1番の事業概要ですけれども、事業種別が農業農村整備事業、事業名がため池等整備事業(ため池整備)、箇所名が手代森、市町村名は弘前市、事業主体は青森県、管理主体は弘前北部土地改良区、事業方法は国庫補助、財源・負担区分は国が55%、県が33%、市町村が8.5%、その他3.5%となっております。

事業の背景・必要性です。

本ため池は底樋管、出口付近及び堤体の裏面において漏水が確認されたこと。洪水吐の流水能力不足やコンクリート部分の破損、緊急放流施設が設置されていないこと等、防災上、危険な状況でありました。

そのまま放置した場合、ため池が決壊し、周辺の農地や農業施設のみならず、公共施設にも影響を及ぼすことが懸念されておりました。

このことから、早急に堤体取水施設及び洪水吐を改修することにより、災害を未然に防止し、農業用水の安定供給を図ったものです。

主な事業内容です。

ため池堤体工 N=1式、取水施設工 洪水吐兼用堅樋型 N=1式、底樋工 N=1式
となっております。想定した事業効果です。

金銭価値化が可能な効果については、(1)番、作物生産効果、これは単収の増加や転作物の導入による作物生産量の増加効果です。(2)番、維持管理費節減効果、老朽化し機能低下が著しい施設の改修に伴う維持管理費の節減効果、(3)番、災害防止効果、施設の更新により、災害の発生に伴う被害が防止又は軽減される効果となっております。事業の実施経過ですけれども、事業の着手は平成27年、工事着手は平成28年、事業完了は平成28年となっております。

公共事業評価の実施時期です。

事前評価時、平成26年ですけれども、事業期間は平成27年から平成30年、総事業費は3億1500万円となっております。

事後評価時、令和3年ですけれども、これは事業期間が平成27年から平成28年、総事業費が1億4500万円となっております。

特記事項です。

事業費の減、詳細な地質調査の結果、ため池堤体の改良範囲が全面改良から一部改良（上流法面）に変更となり、事業費が減額となっております。

続いて、次のページをお願いいたします。

2、事業完了後の状況です。

社会経済情勢等の変化について近年、豪雨等で農業用ため池が被災し、甚大な被害が全国的に発生しています。また、大規模な地震も頻発しております。令和元年度以降、農業用ため池の管理及び保全に関する法律及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行され、適正な維持管理を指導するとともに、必要な防災工事を集中的かつ計画的に推進する必要があります。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化です。

費用対効果分析表の費用の見直し、これは、単価を平成26年から令和3年へ変更したことに伴い、再評価時より総便益が増大しております。

また、堤体の改良部分の減に伴い総事業費が減額となっております。

事業効果の発現状況です。

効果を把握するためにアンケート調査を実施しております。次の次のページから結果を添付しております。これらを含めて効果の発現状況について説明いたします。

金銭価値化が可能な効果です。(1)番、作物生産効果、年間便益額600万円です。本ため池の整備により堤体の漏水が解消され、農業用水の安定確保が可能となるなど、作物生産量が増加しております。

達成度、営農面に関するアンケートです。

問9の結果、事業目的が「達成された」「おおむね達成された」との回答が76.9%であったが、「用水が確保できない時もある」との意見もありました。(2)番、維持管理費節減効果、年間便益額は100万円の減となっております。以前は、老朽化した蓋の開閉で取水量を調整していましたが、洪水吐兼用の取水施設に改修し、ゲートによる操作が可能になるなど、維持管理に係る労力が節減されました。(3)番、災害防止効果です。年間便益額は2300万円です。堤体の漏水の解消、必要な断面を有していなかった洪水吐の改修など、施設の更新により災害の発生に伴う被害の防止が図られております。

達成度、防災面に関するアンケートです。

問8の結果、事業目的が「達成された」「おおむね達成された」との回答が77.2%でありました。具体的には、「改修工事で安心感が増した」との意見がありました。下に円グ

ラフを載せております。

事業実施に伴うその他の効果に関するアンケートです。

問13の結果、「効果があった」との回答が57.8%でありました。具体的には、取水量調節がしやすくなり、「下流水路での溢水がなくなった」「釣り人が減った」との意見がありました。下に参考の費用便益比を記載しております。事業評価時は総費用が2億7千万、総便益費が4億400万、費用便益比が1.49でした。事後評価時、令和3年度では、総費用が1億6900万、総便益費が6億8500万、費用便益比は4.04となっております。

続いて、事業により整備された施設の管理状況です。

本事業で整備された手代森堤は、現在、弘前北部土地改良区が管理、農業用水の調整、草刈り、点検などを行っており、事業完了から5年を経過しておりますが、ため池堤体及び取水施設等の異常は確認されていません。管理状況に関するアンケート問10の結果、「適切」「おおむね適切」との回答が82.6%でありました。具体的には、「草刈りが丁寧になった」などの意見がありました。次のページをお願いします。

事業実施による環境の変化です。

施工前、ため池内に生息していた準絶滅危惧種の植物である「ミクリ」を確認したことから、周辺の立入禁止措置を行い配慮しました。また、堤体の上流側法面には、植生が可能な浸食防止対策としてブロックマットを設置し、下流側には、張芝を張ることで植生に配慮しました。

その他の環境の変化です。

環境変化に関するアンケート 問11の結果「良くなった」「やや良くなった」との回答が74.4%でした。具体的には「きれいになった」などの意見がありました。

3、まとめです。

改善措置の必要性、改善点に関するアンケート、問12の結果「改善点がある」との回答が24.2%でありましたが、周辺の水路や農道の整備・補修等の維持管理に関する意見があるため、事業目的は達成されていると考えています。

再度の事後評価の必要性です。

事業効果発現の状況のとおり、事業目的は達成されているものと判断できることから、再度の事後評価は必要ないと考えております。

今後に向けた留意点です。

同種事業の計画調査のあり方としては、ため池整備として十分に効果を発現しており、地域住民やため池利用者にも効果を認識していただいていることから、これまでと同様に事業計画を策定する。事業評価手法の見直しとして、本事業は、農林水産省による新たな土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に便益費用を算出していることから、事業評価手法の見直しは必要ないと考えております。同種事業の内容、手法等のあり方です。近年、台風等による豪雨や地震に伴うため池の被災や農家戸数の減少等に伴い適切な維持管理が困難

になっているため池が見受けられることなどを踏まえ、令和2年度に施行されたため池工事特措法、令和12年度までの時限立法となっておりますが、において、防災重点農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に推進することが規定されております。

また、令和2年12月に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、防災重点農業用ため池の防災・減災対策に関する国の予算措置及び地方負担に係る地方財政措置の拡充が行われております。県としても、当該期間内に必要な防災工事等を実施できるよう、関係機関との協議を進めていきたいと思っております。

続いて、質問に対する御説明をいたします。

資料、前に戻っていただきまして、資料4をお願いします。

1ページ目です。

権委員からいただいております、質問は、費用対効果分析説明資料の(1)当該事業による費用の減額1億200万円について、理由として「現在価値化の基準年を変更したため」とありますが、総事業費の1億7千万円減少が主たる理由ではないのでしょうか。資料を拝見する限り、総事業費減少の効果の方が基準年変更の効果を上回っているように思います。と、いただいております。

回答としては、御指摘のとおり(1)当該事業による費用の減額1億200万円は、実際に要した総事業費の1億7千万円が影響したものです。このため、増減理由の記載について、次のとおり訂正させていただきます。

現行では、「現在価値化の基準年を変更したため」としておりましたが、改正後は「総事業費が減額となったため」としております。

2ページ目に訂正したものを添付しております。

続きまして15ページをお願いします。

森淳委員からいただいた質問です。

(1) 金銭価値化が可能な効果以外の効果を把握しているか。

(2) 番、アンケートで「おおむね」という選択肢を選んだ受益者が多いが、本事業で「おおむね」と評価される実態が想像できない。ため池の改修の効果ははっきり出るのではないか。

(3) 番、ため池の管理は、多面的機能支払交付金の対象となっているか。本地区以外では、どの程度のため池が同制度を用いて活動しているか。これは概数でも良いということでした。

回答です。

(1) 番、金銭価値化が可能な効果以外の効果について、今回、実施したアンケートの事業目的以外の効果に対し、次のような意見をいただいております。

1つ目は、取水量の調節がしやすくなり、下流水路での溢水が無くなった。

2つ目は、釣り人が減った。ということです。

(2) 番、アンケートの実施にあたり、「おおむね」を含まない回答の選択も検討しました

が、「達成された」（必要だった、適切）または「達成されていない」必要でなかった、適切でないの程度も聞き取りしたと考えまして、「おおむね」という選択肢も設定したところがあります。

（３）番です。

１つ目として、手代森地区は、多面的機能支払交付金の対象とはなっておりません。

２つ目として、本地区以外の本県のため池、１，６９９か所で多面的機能支払交付金の活動計画に位置づけられ活動を行っているのは、約１５０か所です。

次のページを御覧ください。

森洋委員からの御質問です。

（１）番、整備前後の安全率を教えてください。また、地震時に対してはレベル２地震動まで対応しているのか。

（２）番、「事業効果の発現状況・（１）作物生産効果」の中で、堤体の漏水が解消されたので、作物生産量が増加したと記載されているが、当時、生産量に影響を与えるほどの漏水が確認されていたのか。というものです。

回答の（１）- １、整備前後の安全率について、レベル１、地震動については、改修前のため池堤体の両端部及び中央部の計３か所で安定計算を行った結果、常時は３か所とも安全率１．２を満足していましたが、地震時は中央部及び右端部、貯水面を背にして右側で１．２を下回ることが確認されました。

このため、上流法面及び基礎部を改良する工法で再度安定計算を行った結果、別表のとおり安全率が向上しました。

なお、常時の３か所及び地震時の左端部は、改修前の時点で１．２を満足していたことから、改修後の計算はしておりません。

（１）番の２です。

レベル２地震動の検討について。

本ため池は、耐震性能に係る重要な部分がＢ種であることから、レベル２地震動の検討は行っておりません。

（２）番、漏水の状況について。

整備前の漏水は、堤体下流の底樋管吐出口付近で僅かな量でした。ただし、小さな漏水でも堤体を貫通する水みちに拡大し決壊につながることを懸念されることから、早急に改修を行っております。

なお、作物生産効果が向上したのは、効果算定にあたりため池が決壊した場合の農作物の被害額軽減額、年被害軽減額の算定で採用した弘前市の水稻農家の単収が増加したことなどによるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

（阿波委員長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

まず、事前に質問をいただいております樺委員、いかがでしょうか。ただ今の説明に対して、何か御質問、コメントがありましたらお願いします。

(樺委員)

お答えいただいた回答で大丈夫でございます。

(阿波委員長)

続きまして、森委員、いかがでしょうか。

(森(淳)委員)

回答いただきまして大変ありがとうございました。

当初、冒頭部で企画調整課の方から御説明がありましたように、総合的評価ということで進められていると理解しているわけですが。私がお聞きしたかったのは、いわゆる公益的機能というか、市場外効果、経済、市場内経済で評価されるようなもの。そういったものをこの事業によって生じているものではないだろうか。

お答えいただいた取水量の調整がしやすくなったとか、溢水がなくなった。これは、言ってみれば、労働生産性の向上であって、金銭化することが可能なものであるんじゃないかなと思います。

それが、事業そのものの目的ではないのかもしれないという意味で、こういう返答をいただいたのだと思うんですけども。それ以外の、更に環境公共的な、付加的な価値、効果、あるいは副次的な効果、そういったものが更にため池整備事業によって生じているのではないだろうか。それをしっかりと評価することによって、青森県の環境公共というものが、よりPRできるのではないだろうかというふうに考えたものですから、どうすればいいかというのは、非常に難しい問題だと思うんですけども。そして、効果算定マニュアルに基づいてという、まさにこのとおりだと思うんですけども。少し肉付けができるようなPRができるのではないかなと感じました。

感想です。

以上でございます。

(阿波委員長)

担当課から何かコメントございますか。

(農村整備課)

そうですね。折角、アンケートをとっておりましたので、その辺も含めて、もうちょっと

アンケートの設問を今後工夫していきたいと考えております。

(阿波委員長)

是非、これからも同種事業が多分あるだろうと思いますので、先ほど、森先生がおっしゃられたような、主となるような事業目的ではないかもしれませんが、それに付随して、もっと包括的な総合的な金銭価値化ができないような、そういった効果というものがあるのではないかという御指摘ですので、次の同種事業を進めるにあたって、是非、そういった部分もPRされながら進めたらよろしいのではないかというふうに私は認識しておりました。

森先生、よろしいでしょうか。

どうぞ。御質問、コメントがありましたらお願いします。

(森(洋)委員)

了解しました。

趣味的な質問で大変申し訳ないです。

水みち、漏水、結構、難しくて、場所がなかなか、改良したと。今、漏水、止まっているんですか。その漏水のための改良はしていなくて、耐震の改良したら止まっているということなんですか。

(農村整備課)

目的が漏水の改良ではなかったんですけども、本事業で堤体を改修していますので、それで漏水も止まっているという。

(森(洋)委員)

これは、元々防災重点ため池のところ？

(農村整備課)

はい、そうです。

(森(洋)委員)

分かりました。いいです。以上です。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様から、ただ今の説明に対して御質問、コメントがありましたらお願いします。

よろしいですか。

特になければ、次の審議に入ります。

続きまして、2つ目の対象事業でございます。
漁港漁場整備課からお願いします。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課 施設整備グループマネージャーの成田です。よろしくお願いいたします。
座って説明させていただきます。

私からは、事後評価調書の整理番号R3-2について説明いたしますが、最初にお断り申し上げます。

本日配付資料の資料4の南委員と森洋委員からの御質問につきましては、該当する項目の説明と併せて回答を説明させていただきます。その際、資料4の3ページ、19ページ、また本調書の添付資料をお開きいただくこととなり、お手間をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

では、調書を御覧ください。事業種別は漁港海岸事業、事業名は改善保全施設整備事業、箇所名は大畑漁港です。事業主体、管理主体とも青森県、事業方法は交付金、財源・負担区分は、国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性ですが、本海岸の背後には人家の密集と地域の主要なアクセス道として利用されております国道279号があり、低気圧等の波浪時には、護岸からの越波で背後の人家などの浸水被害が発生しておりました。

このため、人工リーフと離岸堤を整備し、越波浸水被害を防止することで、海岸背後地の生命・財産の保全を図ったものです。

主な事業内容は、人工リーフが4基で合計620m、離岸堤が1基で191.8mです。

想定した事業効果は、浸水防護便益として、護岸からの越波が解消し、背後の人家等の浸水被害がなくなる効果です。

事業の実施経過としては、平成22年度に着手し、平成28年度に完了しております。

公共事業評価の実施時期としては、事前評価を着手前年の平成21年度に実施しております。計画変更の実施時期としては、当時は、人工リーフ6基を新設する事業計画を策定しましたが、事業着手後の詳細設計時に住民参加型のワークショップを開催し、漁業者や背後住民の意見を反映させた人工リーフの位置と断面を検討した結果、離岸堤とのハイブリット式の人工リーフ4基と一般的な離岸堤1基の計画に平成24年度に変更しております。

実績の事業費は、既存の消波ブロックを一部流用するなどのコスト縮減を図った結果、計画事業費に比べて減となっております。

事業概要図には、整備した人工リーフと離岸堤の位置を赤色で示した平面図を記載しております。

では、次のページをお開きください。

事業完了後の状況です。

まず、社会経済情勢等の変化についてですが、海岸保全施設については、予防保全の観点

にたった施設の適切な維持管理が必要であることから、平成26年度から順次、施設の老朽化調査を実施の上、長寿命化計画を策定しております。

次に費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化ですが、浸水防護効果の算定単価である、家屋1㎡あたりの評価額が事前評価時の13万3千円から事後評価時には17万8千円に増加しております。

ここで、この費用対効果分析の算定基礎に係る南委員からの御質問にお答えいたします。恐れ入りますが、資料4の3ページを御覧ください。

このうちの2つ目の御質問です。

御質問の内容は、浸水防護効果の算定単価を算出する際の対象となる家屋数と海岸から何m陸域がその防護範囲の対象となるのか。とのことですが、対象となる家屋数は45軒で範囲は海岸から20mから30m程度の陸域となっております。

では、調書の3-2、2ページにお戻りください。

事業効果の発現状況についてです。

金銭価値化が可能な効果としましては、人工リーフと離岸堤の整備により、家屋や公共土木施設などの波浪に伴う浸水被害が軽減され、その浸水防護効果は年間で2億7600万円となります。

次に事業効果に関するアンケート結果ですが、アンケートは、事業実施により防護される集落にお住まいの方のほか、その近隣の方、人工リーフ周辺で漁業を営む方を対象に実施したものです。

最初に必要性についてのアンケートでは、「必要であった」「おおむね必要であった」の割合が合わせて約74%となっております。

達成度に関するアンケートでは、「被害がなかった」が約86%となっております。また、その他の効果に関するアンケートでは、46.7%の方から「恐怖感が減った」など、事業目的以外の効果があったと回答いただいております。

ここで、この事業効果に係る森洋委員からの御質問にお答えいたします。

資料4の19ページを御覧ください。

1つ目の御質問です。

御質問の内容は、整備前後で越波量や浸水域等を検証できる観測データがあるか。との御質問でございますが、整備前後の観測データはございません。

なお、整備前の越波状況については確認しており、評価調書の添付資料、6ページ、恐れ入りますが、そちらに戻っていただきたいのですが。評価調書の、当課の評価調書の一番最後のページでございます。

この6ページの中段右の写真のとおり、整備前は波が護岸を大きく越えていることが分かるかと思えます。

では、改めまして、この資料の2ページにお戻りいただきたいと思えます。

続きまして、費用便益比について御説明いたします。

平成21年度の事前評価時には、B/Cは2.31でございましたが、今回評価時では2.67と増加しております。詳しい算定内容につきましては、添付資料の4ページに記載しておりますが、評価年の違いによる現在価値化の係数の変動のほか、先ほど触れました家屋1㎡あたりの評価額の増加によるものであり、今回の算定結果は総費用が約27億円、総便益が約72億円となっております。

次に調書の2ページの最下段の事業により整備された施設の管理状況についてですが、これまで、施設の損傷が生じていないことを定期的な巡視で確認しているほか、管理状況に関するアンケートでも、「適切」「おおむね適切」が合わせて52%になっており、適切な管理状況下であるものと判断しております。

次に3ページを御覧ください。

事業実施による環境の変化についてです。

まず、環境影響への配慮の効果・発現状況ですが、この工事の実施にあたっては、事前に漁業者との調整を行ったほか、人工リーフの使用資材であります大型の石材については、海中に投入する前に泥などの付着物を除去するために陸上において洗浄したものを使用し、水質汚濁を防止いたしました。現在、人工リーフには、海藻類が繁茂し藻場が形成されております。

環境変化に関するアンケート結果では、「波が護岸にぶつかる音や振動がなくなった」「砂浜が広がった」など、環境が良くなったとの回答が得られております。

次に3のまとめです。

改善措置の必要性についてですが、まず、認知度に係るアンケートでは、約75%の方に事業を御承知いただいていることが確認できました。

ここで、この認知度に係る南委員からの御質問にお答えいたします。

再び資料4の3ページをお開きいただきますでしょうか。

ここの1つ目の御質問です。

内容としましては、ワークショップの参加者数と認知度が高いワークショップ以外の要因についての御質問でございます。

まず、ワークショップの参加者ですが、平成22年度にワークショップを3回実施したところ、延べ70名の方に御参加いただいたものです。認知度が高い要因としましては、地域の全世帯及び漁業関係者にワークショップの開催案内を配布したこと。工事を発注するたびに工事内容のチラシを配布したことのほか、地元の小学生やその保護者を対象に人工リーフの役割などの勉強会を開催したこと。これらにより認知度が高まったと考えております。

では、資料R3-2の3ページにお戻りください。

改善点に関するアンケートの結果ですが、「改善点がある」が約25%、「改善点がない」が約23%でございました。「改善点がある」と回答があった方からは、「ブロックをもう少し高く積んでほしい」との意見をいただいております。

ここで、再びまた、改善点に係る、森洋委員からの御質問にお答えしますので、恐れ入ります、資料4の19ページを御覧ください。

2つ目の御質問です。

内容としましては、人工リーフのブロックをもう少し高く積んで欲しいとの意見の理由についての御質問でございます。

人工リーフの構造決定にあたりましては、ワークショップにおいて参加された方から、「景観が悪化する懸念があるので、ブロックはできるだけ水面から出さないで欲しい」との意見と、「守られていると安心できるので、ブロックを水面から出して欲しい」との意見がありました。

これら意見の折衷案として、満潮時にはブロックがほぼ見えず、干潮時には見える構造とし、ワークショップ参加者の皆様の同意を得たところです。今回、アンケートで寄せられた「ブロックをもう少し高く積んで欲しい」との意見には、理由が付されておりませんでしたので、真意は確認できていませんが、より安心感が欲しいとの理由ではないかと推察しております。

では、資料3-2の3ページにお戻りください。

続いて、再度の事後評価の必要性についてですが、全体として、事業目的は達成していると判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

次に今後に向けた留意点ですが、同種事業の計画・調査のあり方につきましては、海岸保全施設整備による効果が十分発現しており、地域住民や漁業者にも効果を認識していただいていることから、これまでと同様に地元の声を反映しながら、越波等、海岸の課題に適切に対応するよう事業計画を策定していきたいと考えております。

事業評価手法の見直しにつきましては、農林水産省、国土交通省による海岸事業の費用便益分析指針に基づき、適切に便益、費用を算出しており、事業評価手法の見直しは必要ないと考えております。

同種事業の内容、手法等のあり方につきましては、アンケートで「ブロックをもう少し高く積んで欲しい」という意見があったことから、同種事業の構造について漁業者や地域住民との協議、打ち合わせにおいて、完成予想図をより具体的に示すなどして、理解を深めていく必要があると考えております。

次のページをお開きください。

今回、実施したアンケート結果をこのページから3ページまで記載してございます。

アンケートは、事業実施により防護されることとなる方83名、この近隣の方37名、人工リーフ周辺で漁業を営む方71名の合計191名を対象に実施し、回収率は71%となっております。詳細につきましては、時間の関係から省略させていただきます。

次の4ページは、費用対効果分析説明資料、5ページ、6ページは、状況写真を添付しております。

大畑漁港海岸の説明は以上となります。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

まずは、事前に質問をいただいております森委員の方から、先ほどの担当課からの回答でいかがでしょうか。

(森洋委員)

なかなか効果が難しいなと思っていて、人工リーフとか。今の状況は、民家の方に越波していないのかとか。その、確かに写真をいえばそうだとわれればそうなのかもしれない。なかなか評価は難しいなっていうのは、認識したということと。

あとは、人工リーフが見えた方がいい、見えない方がいいというのは、あるんだというのが正直、そういうものなんだというのを認識したということです。

回答になっていませんけども、そういうものだなと、そういうものを作ろうと、私自身も考えた方がいいかなと思ったということです。

以上です。

(阿波委員長)

その他、委員の皆様方から御質問や御意見がありましたらお願いします。

どうぞ、樺委員。

(樺委員)

すみません、何か事前に気づけば良かったなと思ったんですけど。

公共事業評価調書の1ページ目のところにあります総事業費が、平成21年計画時において、23億7千万だったのが、最終的に18億2300万ですか？減りましたと。

それで、それを踏まえて、先ほど御説明があった費用対効果分析でよろしいので、費用項目が、総事業費5億円減っているにもかかわらず、増えているみたいなんですね。

維持管理費も負担したところで増えているのかなと思うんですが。何か、5億円、事業費が減っているのに、費用項目のところの費用のところは5億円増えている、これについて、もう少し何か分かれば教えていただきたいと思います。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課 成田です。

御質問内容は、費用便益比で実績の整備費用が少なくなったにもかかわらず、事後評価時の総費用が増えているのはなぜかということでございますが。

事業評価において総費用を求めるにあたっては、国のマニュアルに基づいて、毎年4%の社会的割引率を乗じております。

例えばですが、具体的な例を挙げて説明させていただければ、5年前の費用が100万円だとすると、その1年後には、社会的割引率4%加算し、つまり、1.04を乗じた104万円になります。2年後には、更に1.04かけて約108万円になります。5年後には、1.04の5乗である1.22を乗じますので、122万円となりまして、このように費用を投じて整備した年と評価した年が離れるほど、総費用が増えるという分析結果になるマニュアルになっております。

(権委員)

それは、勿論分かっているんですけど。

私、計算したわけじゃないので何とも言えないんですが、500万減って割引化して、要するに2千万増えているという、そういうイメージですよ。ちょっとそれは、さすがに。

だから、維持管理費を含めているというのであれば、分からなくはないんですけど。さすがに割引を可視化して、一気に2千万円増えましたというのは、さすがにちょっと説明に無理があるんじゃないかと思いますが。

いかがでしょう。

(漁場整備課)

私共は、マニュアルに基づいて国が示して様式に沿って算定しますとこのようになってしまつて。

例えば、最初の年に投じた、平成22年に投資した金額につきましては、社会的割引率が11年前になりますので、1.04の11乗になりまして、現在価値化しますと1.5倍になります。順次、10年前は1.48倍、9年前は1.42倍というふうに、かなり高い値で計算されますので、整備に6年かけておりますが、平均的な値として3年目、4年目、今から8年前、9年前をみますと、1.4倍になるという計算式とマニュアルでは定められております。

(阿波委員長)

どうぞ。

(権委員)

計算してそうなるというのであれば、それはそうなると思うんですけど。

これ、別に、折角費用、マニュアルでそうなるというのは、おそらく、この費用対効果分析をもう少し計算するための資料を見れば、おそらくそうなるだろうということだと思います。

確かに、費用便益比で2.6、別にそれは特段問題があるところではないと思うんですけども。ちょっと、費用項目が、大分前にとられたものを現在価値化しているからそうだったということなんですけど。もし、今後ですけど、もう少し細かい説明資料をもし付けていただければお願いしたいなと思います。

以上です。

(阿波委員長)

これも、多分、昔から、この委員会でも出てきていたことかと思うんですが、この事後評価において、費用対効果分析、どういうふうに扱うかということにもなってくるかなと思いますので、あくまでのこの委員会の中の事後評価としては、金銭価値化ができないような、そういった効果も含め、できないものも含めて総合的に評価していくということで、あまりこの費用と効果のB/C等に左右されないで、もう少し俯瞰的に事業効果について御審議いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

他、委員の皆様から何か御質問がありましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、大分、時間も過ぎてしまいましたので、最後になります、港湾空港課からお願ひいたします。

(港湾空港課)

港湾空港課 整備推進グループの岡と言います。座って説明させていただきます。

それでは、事後評価調書の整理番号R3-3の説明をいたします。

まず、本日の配付資料にもあります資料4にあります南委員、森洋委員の質問につきましては、該当する項目のところで説明させていただきたいと思ひます。

それでは、調書に基づき、事業概要から説明いたします。

事業種別は港湾事業、事業名は港湾改修事業（港整備交付金事業）、箇所名といたしましては、尻屋岬港の第2ふ頭地区、東通村でございます。

事業主体、管理主体は共に青森県、事業方法につきましては交付金事業、財源、負担区分につきましては、国が40%、県が47.5%、市町村が12.5%となっております。

事業の背景・必要性につきましては、尻屋岬港は昭和26年に避難港に指定されておひまして、背後に石灰石の鉱山があるということもあひまして、セメント工場や石灰石採掘企業が立地している港湾です。

セメント、石灰石の搬出やセメント製造の熱源料となる石炭、コークス等の搬入に利用されておひます。平成6年に船舶の大型化や石炭等の輸入増加に対応するべく、新たに5千トン級の岸壁、これが水深マイナス7.5mになりますけども、こちらを供用開始し、効率的な取扱いが可能となったところではありますけども、港内静穏度及び避泊可能水域が十分確保されていないことから、当該防波堤を整備しておひます。

主な事業内容でございますが、下の写真と平面図を御覧いただきますと、防波堤東、こちらがL=200m。こちらは、既存の防波堤を伸ばす形で200mほど整備しております。

左の方にあるのが防波堤（西）、こちらがL=220mで、沖合にあるということでは、通称、沖防波堤という形になっております。

続きまして、想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果としまして、

1番、輸送費用の削減、これは海上輸送費用の削減と陸上輸送費用の削減となっております。

2番としまして、避難港の整備による海難損失の減少、あと、その他の効果としましては、2号岸壁の取扱い可能な貨物総量が増加するというのと、避難港整備による操船者の心理的負担が軽減するといったものがございます。

続きまして、事業の実施経過でございますが、事業着手が平成4年度、工事着手が平成6年度、事業完了が平成28年度となっております。

公共事業評価の実施時期でございますが、表の方にはちょっと記載ができなかったんですが、下の特記事項を見ていただくと分かるんですけども、平成13年も再評価の方を行っておりまして、平成13年、18年、23年の3回、再評価を受けております。

内容としましては、全て対応方針としては継続となっております、附帯意見に関しましては、平成18年度の再評価の時に附帯意見、県内地方港湾の中では最大の物流拠点港と位置づけられている。今後、より一層のポートセールスに努め、利用者の増加を目指すことが必要である。と附帯意見をいただいております。

平成23年度の再評価においては、附帯意見はなしということになっております。

総事業費に関しましては、最終実績といたしまして、39億7200万円となっております。

事業費の減につきましては、事業精査及びケーソン製作の効率化によるものとなっております。

それでは次のページになります。

事業完了後の状況になります。

社会経済情勢等の変化ということなんですけども、東日本大震災復興事業の完了、大間原発建設工事の休止等により、セメント需要が低迷してきているということになっております。最近5か年の貨物実績、こちらはセメントになるんですけども、記載しておりますが、平成28年、29年あたりですと、30万トンぐらいあったんですが、令和2年だと6万トン弱というような貨物の実績となっております。

続きまして、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化ということなんですけども、こちらの方は、費用対効果分析手法におけるマニュアル「港湾投資の評価に関する解説書2011」の避難港整備に関する改訂というマニュアルにて、避泊便益の算定に使用する年間荒天回数、損傷区分別発生比率及び損失項目別の期待損失額の数値が変更となっております。

続きまして、事業効果の発現状況になります。

金銭価値化が可能な効果といたしましては、輸送費用の削減や避難港整備による海難損失の減少がございます。

こちらにつきまして、費用対効果分析の方もやっているんですけども、こちらに関しまして、南委員の方から御質問の方がございましたので、申し訳ございませんが、資料の4の4ページですね。南委員の質問の方がございます。

まず、質問の1番目なんですけども、費用対効果分析説明資料の6ページのところにある残存価値の数字が6700万というのと、あと、表の方が6800万ということになってまして、どちらが正しい数字ですか？ということで、こちらに関しまして、資料の方に一式、次のページの方に添付資料という形で付けております。

そちらの、まず、13ページ、14ページになるんですけども、一番分かりやすいのは、14ページの方になります。こちらの表の方に残存価値というのがありまして、上の方に残存価値が6800万と書いてあったんですけども、この下の表のところ、従前の資料であれば、残存価値が6700万ということになっておりましたので、こちらは四捨五入の関係で数字が違っていたということがありましたので、6800万というふうに修正させていただいております。

あと、それに伴いまして、細かい数字の方、再度チェックをいたしましたところ、四捨五入端数処理だったり、再評価時の考えをそのまま用いた数字等がございまして、事後評価ということもありますので、なるべく実績の数字を使いたいということで、一部修正しております。それらは赤の数字となっております。

例えば、13ページのところにあるんですけども、便益の真ん中あたりですね、便益算定根拠のところ、幾つか変更点がございまして、令和3年から7年は、それぞれ推計値を使うとか、そういう細かいところを修正いたしております。

結果といたしましては、14ページの下のところになるんですけども、便益の方が4.53という数字になっておりまして、差し替えのほうでは0.1ほど増加しているということになっております。

続きまして、4ページの方に戻っていただいて、質問の2番目になります。

海難回避便益が358億となっております。前回の再評価時より約5倍になっているということになっておりまして、こちらの理由が、防波堤の設置により、避難水域が増え、船舶の大きさや数が増えたことによるものでしょうか？前回評価にはなく、追加された評価項目はありますか？という質問なんですけども、今回の便益の増加に関しましては、海難回避便益については、費用対効果、下の回答の(2)になります。海難回避便益につきましては、費用対効果分析手法におけるマニュアル「港湾投資の評価に関する解説書2011」に避難港整備に関する改訂がございまして、避泊便益の算定に使用する年間荒天回数、損傷区分別発生比率及び損失項目別の期待損失額の数値が変更され増加しております。それに伴い、避泊便益が再評価時、平成23年ですね。より大幅に増加しているということになっ

ております。

その他、前回評価にはなく、今回、追加された評価項目というのはございません。ということになっております。

3つ目の質問に関しましては、アンケート結果に基づくものですので、その項目の時に回答を説明したいと思います。

それでは、調書の方に戻りまして、アンケートによる必要度等の説明に入りたいと思います。

まず、必要度に関しましては、「必要であった」「おおむね必要であった」というのが約7割でございまして、必要と認めているという結果になっております。

その下、達成度・安全なんですけども、安全に関する達成度に関しましては、55%が「達成」「おおむね達成」という結果になっております。「達成されていない」「あまり達成されていない」という意見も11%ほどありました。

荒天時避難に関する達成度に関しましては、32%が「達成」「おおむね達成された」というふうになっております。29%が「あまり達成されていない」「達成されていない」という意見になっております。理由といたしましては、「荒天時では、まだまだ波を抑えきれない」という意見もありました。

ここで、南委員の3点目の質問になります。

資料4の4ページになります。

(3) 事後評価のアンケート結果により、荒天時の利用や安全度の向上等、改善されているとの意見がありますと。その一方、避難船舶を見かけない。荒れる前に港内より避難すると防波堤の方が見られないような意見が散見されますと。このアンケート以外に想定した事業の効果、特に避難港整備による海難損失の減少に関するヒアリング、あるいは調査等の実施事例はありますか？

質問の2番目のところに便益の割合が高く、その効果を示すデータが弱いと感じます。さらなる「荒天時での利用や避難港としての機能」をPRして、利用促進を目指してほしい、という質問なんですけども。

これらに関する回答が下の(3)になります。

避難船舶についての実績というのはありませんが、近年は気象・海象予測技術及び情報伝達技術の発展により、ほとんどの船舶が荒天時に敢えて暴風圏に侵入せずに安全圏で待機する等の気象・海象予測に基づく避難行動をとっているため、避泊実績が発生しにくいと考えております。

事後評価のアンケートの他には、背後に立地するセメント工場や石灰石採掘企業2社と港湾荷役作業を行っている1社の計3社にヒアリングを行っております。

防波堤整備前と比較して、荒天時の使用回数が増えており、越波による係留中の船舶事故、施設の損害や被害は発生していないと、荒天時の利用頻度が上がることを意見をいただいております。

利用促進のPRにつきましては、尻屋岬港を主に利用している背後立地企業2社に避難船舶があった場合は優先していただきというふうに申し入れを行っております。

また、国土交通省と調整を図りまして、避難港としての情報提供について、平成29年度から国土交通省のホームページにおいて、全国避難港情報ポータルサイトというものを公開しております、情報提供を行っております。

ただし、ヒアリング及びアンケート調査でも実際に避難している船舶を見たことがないというような意見もあったため、今後は、県のホームページにも記載するなど、より一層、荒天時での利用や避難港としての機能をPRして利用促進に向けて努めていきます。という回答となっております。

それでは、調書の3ページ目になります。

事業により整備された施設の管理状況ということでアンケートをとっております。

結果ですが、「改善点がある」が31%、「改善点がない」が22%、「どちらとも言えない」が57%となっております。

管理に関しましては、「適切」「おおむね適切」の合計割合が33%ということで、「適切でない」等が8%なんですけれども、防波堤の管理ということ自体が、イメージがつかなかったのので、「どちらとも言えない」「よく分からない」という回答が多くなったのではないかとというふうに考えております。

続きまして、下、事業実施による環境の変化ですが、こちらの方に関しましても、「どちらとも言えない」「よく分からない」というのが77%という結果になっております。

こちらに関しましても、防波堤の整備した実態というのが実感しにくいのかなというふうに考えております。

そうすれば、3のまとめとなります。

その前に差替え版ということで付けているんですけども、1つが事業効果の発現状況等にその他の効果ということで、「釣りを楽しむ人が増えた」という記載を当初の資料ではしていたんですけども。こちらの方ですね、事業の趣旨とは合致していないということもありますので、今回の調書からは削除させていただきたいということで、「釣りを楽しむ人が増えた」という箇所を削除しております。

そうすれば、3のまとめの説明をします。

改善措置の必要性なんですけども、アンケートの結果では、「改善点がある」が31%、「改善点はない」が12%、「どちらとも言えない」が57%となっております。

意見としましては、防波堤の嵩上げや増設が必要といった意見があります。

また、「どちらとも言えない」「分からない」という回答に関しましては、漁業従事者の比率が高いということがありまして、改善のイメージができていなかったというものかなと考えております。

再度の事後評価の必要性なんですけども、荒天時避難では達成されていないという意見もありますが、事業効果の発現状況にあるとおり、防波堤整備により荒天時でも入港、荷役

が可能となり、暴風時にも波が抑えられていることから、全体として事業目的は達成されているということで、再度の事後評価は必要ないというふうに考えております。

ここで、森委員の事前質問の回答を説明させていただきます。

資料4の20ページになります。

質問としましては、3、「まとめ・再度の事後評価の必要性」の中で整備前と比較して荒天時にも入港・荷役が可能になり、強風時による高波が低くおさえられているとの記載があるが、整備前後で入港・荷役の稼働率や高波等の観測データがあるのか？という質問に対しまして、回答といたしましては、防波堤整備前後での入港・荷役の稼働率や高波等の観測データはありませんが、背後に立地するセメント工場や石灰石採掘企業2社と港湾荷役作業を行っている1社の計3社にヒアリングを行いまして、また、物流に関するアンケート調査も行っております。

ヒアリングやアンケートの結果、防波堤整備前と比較して、荒天時でも入港・荷役が可能になり、入港までの沖待ちの回数が減り、強風による高波が低く抑えられている。という意見が多数あったことから、このように判断しております。

それでは、調書の説明の方に戻ります。

今後に向けた留意点ですが、同種事業の計画・調査のあり方に関しましては、整備効果が発現した時点での整備効果に関するアンケート調査が重要であると。

事業評価手法の見直しに関しましては、当該事業は、「港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル」により、適切に費用及び便益を算出していることから、事業評価手法の見直しは必要ないと考えております。

同種事業の内容・手法等のあり方に関しましては、アンケートやヒアリングを実施し、回頭水域や船舶の大型化に関する意見等の確認をしながら進めると良いのではないかという意見であります。

次のページからは、アンケートの詳細な結果になりますけども、時間の関係から省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

森委員、いかがでしょうか。先ほどの担当課の方の回答に対しまして、何かコメントがありましたらお願いいたします。

(森洋委員)

いや、特段ないですけど。

状況は分かりました。だからこそ、その中で、いわゆる具体的な観測データがないにして

も、静穏回数が多かったり、だから便益算定根拠が入って便益が上がっているということでもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

その他、委員の皆様から御質問、御意見ありませんでしょうか。

私から1つ、よろしいでしょうか。

調書の1枚目のところで、「想定した事業効果」の、防波堤の整備による2号岸壁の取扱い可能な貨物総量の増加と避難港整備による操船者の心理的負担の軽減。この、「その他の効果」については、何か今回の事後評価においては、どのように評価されたのか、ちょっと分からなかったのを教えていただけないでしょうか。

表紙のところの「その他の効果」、2つございますよね。防波堤の整備による取扱い可能な貨物総量の増加ということと、2つ目の船の操船者の心理的負担軽減ということについて、事後評価の中でどのように取り扱われたのか、教えていただければと思います。

(港湾空港課)

こちらに関しましては、金銭価値化ができないけども、ヒアリングでこういう意見があったということと。

あと、上の方に関しましては、貨物が今後、ここで扱うことが可能になってくるということで、実績等、実際の貨物の実績から金銭価値化をしてはいないんですけども、ここもこういうのが考えられるという。

(阿波委員長)

実際、増えているものは何ですか。取扱い用途。

(港湾空港課)

そうですね。新しい岸壁に関しましては、比率の方が8割ぐらいシフトしていています。

(阿波委員長)

この2つ目の心理的な負担というのも、アンケートから？

(港湾空港課)

そうですね。これは、ヒアリング結果から、ある程度、荒れてきても、防波堤の中に入れば静穏であるということで、ヒアリング結果になっております。

(阿波委員長)

分かりました。

ありがとうございます。

その他、何か、委員の皆様方からコメント、御質問、ありますか。

よろしいですか。

それでは、以上、事後評価の評価結果について、担当課から御説明いただきました。

ここで一旦、休憩をとりたいと思います。

10分、休憩としたいと思います。

2時32分だと思いますので、2時45分から後半、開始したいと思います。

一旦、休憩に入ります。

(阿波委員長)

それでは、皆様、お戻りのようですので、引き続き審議を進めたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、議事の3になります。

事後評価に関する意見書のとりまとめになります。

本日、お配りいただいております資料の5を御覧ください。

1枚目が表紙となります。「青森県公共事業の事後評価に関する意見」の案となっております。

めくっていただきまして2枚目が目次となります。

めくっていただきまして、ページ番号が振ってあります。1ページ目と2ページ目が、事後評価の対象3事業の選定理由、県の評価結果の概要、それと、この後、御審議いただきますが、個別事業に係る委員会の意見の欄となっております。

最後の3ページ目にこの審議委委員会の委員の名簿と、これまでの審議の経過が記載されております。

それでは、ページ番号、1ページ目、2ページ目にお戻りください。

3つの事後評価の結果、県の評価結果につきまして御説明いただきましたが、最終的にこの委員会として、審議委員会の意見をコメントとして付けるかどうか。付けたとすれば、どのような内容の文言とするかということについて整理して審議していきたいと思ひます。

まずは、委員の皆様方から御意見がありましたら、どうぞお願ひいたします。この調書を見ていただきまして、県の評価結果の概要のところ、先ほどの事後評価の調書、これに基づき県の方で概要を記述していただいております。それを踏まえて、審議委員会の意見を付すかどうかということについて、御意見がございましたらお願ひいたします。

少しお時間をとって見ていただひ構ひません。

いかがでしょうか。

何か皆様方からコメントありましたらお願ひいたします。

どうぞ、お願ひします。

(森(淳)委員)

ため池等整備事業についてなんですけども。

個別の手代森地区に対してではなくて、したがってこの委員会としての意見ということではないんですけども。ため池特措法によって、今、整備が急激に進んで、あるいは開発されるといった工事が、今、全国的に行われていると。青森県の状態が、状況がどうかは分かっていないんですけども、それに従って、本来もっていた生態系保全機能、これも相当失われているんじゃないかなというふうに考えています。

それで、このため池の整備を進めるとともに、環境に対する配慮、これについても、県の

農業農村整備担当部局として、何らかの状況把握なりをした方がいいんじゃないかなということを考えておまして、今ここで言うべき話とはちょっとずれているんですけども。お考えがもしあればお聞かせいただければと思います。

(阿波委員長)

担当課の方から何かコメントございますか。

この個別事業に関することではないということですが、事業全体として、そういったことについて何かお考えがあればということかと思います。

(農村整備課)

ため池の整備につきましては、今回、御説明させていただきました手代森地区もそうなんですけども、希少な動植物があれば、工事を実施する前に一度他のところに移して、工事をした後にまた戻すとか。

堤体等についても、全てコンクリート製品等にするのではなくて、その地域にあった植生とか、そういうのを念頭において工事は進めていくようにはしております。

よろしいでしょうか。

(森(淳)委員)

現実問題として、現場で非常に難しい、困難だということは承知しているんですけども。一旦、移植してまた戻して、それが果たして定着しているかといったモニタリングや、じゃあ、それを誰がどんなお金でやるのかという大きな問題があることは承知していますけども。全部のため池は、することはできないとは勿論思うんですが。何か、特に注目すべきため池では、こんなことをやっていますよ。そういう成果を1つでも2つでも作って、それが先ほど申し上げたような環境公共としての農業農村整備を打ってでる、そういう後押しにもなるんじゃないかなと考えていますので、御検討いただければと思っております。

それに関しては、官学連携ではないんですけども、我々大学の方でも協力できることはしたいと思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(阿波委員長)

ありがとうございます。

今後の事業の推進において参考にしていただければと思います。

よろしくお願ひします。

その他、いかがでしょうか。

委員の皆様から何かコメントございますか。

よろしいですか。

それでは、今回のこの事後評価の結果に対する委員会の意見というのは、特にこの3つの対象事業については、コメントを付さないということでよろしいでしょうか。

それでは、そのようにこの意見書を取りまとめたいと思います。この公共事業再評価等審議委員会の意見については、コメントを付さないということで取りまとめたいと思います。

それでは、本日、お配りいただきました資料の原案どおり、事後評価に関する意見書を提出したいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、こちらの事後評価の意見書につきましても、再評価と同様に委員の皆様には、最終形での意見書をお送りいたしまして、その内容を確認いただいた上で準備が整い次第、私と委員長職務代理者である大橋委員から知事に意見書を提出したいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上が議事の3となります。

続きまして、議事の4になります。

来年度の事後評価の対象事業の選定になります。

まずは、選定の考え方等について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、来年度、令和4年度の事後評価対象事業選定の考え方について御説明申し上げます。

お配りしてあります、「平成29年度完了事業一覧」、を御覧いただきたいと思います。

平成29年度の完了事業は、ここに記載しております55事業になります。

このうち、資料の右肩部分に記載しております、事後評価を実施する事業を選定する際の「選定基準に合致する部分」が、濃い黄色の部分となります。

再評価時に附帯意見を付された箇所は、全て対象となりますが、平成29年度完了事業においては1事業、一番最後の、55番の道路改築事業が1つございます。

それ以外の選定基準といたしましては3つありまして、1つ目は再評価を実施したもの。2つ目に事業費や事業期間について計画と実績の差が大きいもの。3つ目といたしまして、その他の理由があるもの。例えば、事業費が大きく、同種事業のモデルとなるような事業など。というものがあります。

1から3までに該当する事業が多くある場合は、各課2事業までとしておりますので、各課が最終的に選定候補としたものは薄い黄色で着色している事業になっております。

この薄い黄色で着色した選定候補を一覧表にまとめたものが次にあります「令和4年度選定候補一覧」で、2枚ほどでまとめており全部で11事業ございます。箇所ごとに具体的な事業内容を記載しているのが、その次でございます「公共事業事後評価選定候補調書」です。

調書の内容につきましては、担当課の方から御説明させていただきます。

時間もありますので、簡潔に御説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。
以上です。

(阿波委員長)

それでは、担当課の方から順番に説明をお願いいたします。
できるだけ簡潔に説明をお願いできると助かります。よろしくお願いします。

(林政課)

林政課治山・林道グループの開米と申します。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず、林政課所管の候補、2か所について説明いたします。

はじめに、選定候補調書の差替えについて説明いたします。

本日、配付の資料に差替え資料が添付されております。最後の方の2枚が林政課所管の選定候補調書で、整理番号がR4-2番とR4-7番、2枚になります。

訂正箇所につきましては、その該当する項目の時に説明いたします。

それでは、差替えの方の資料によりまして説明していきます。

選定候補調書の1枚目、整理番号R4-2番です。

事業種別は治山事業、事業名は予防治山事業、箇所名は新郷村の温泉沢地区です。

事業主体は青森県です。管理主体は青森県です。

送付済みの資料につきましては、新郷村と記載しておりました。訂正してお詫び申し上げます。

事業方法は交付金事業です。財源、負担区分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性は、平成23年9月の豪雨によりまして、林地崩壊が発生して、下部の水路、温泉施設に土砂が流出しました。このため、被災斜面を直接整備する山腹工を施工し、地域の安心・安全を確保するものです。

主な事業内容は、崩壊斜面を直接整備する山腹工0.28haです。

主な工種は、事業概要図、右下に記載している簡易吹付法枠工となります。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、林野庁の林野公共事業における事業評価マニュアルに基づきまして、評価項目が山地保全便益とし、治山事業の実施により雨水流下に伴う浸食による表土の流出を抑制する土砂流出防止便益と山崩れによって短時間に大量に流出する土砂を抑制する土砂崩壊防止便益を評価しています。

事業の実施経過は、事業着手及び工事着手が平成25年度、事業完了が平成29年度です。

公共事業評価の実施時期は、当初計画は平成25年度に作成し、事業期間を25年の1年間。総事業費3千万円です。

最終実績は、事業期間が平成29年度まで、総事業費が1億1300万円です。

計画変更の実施時期は、平成26年度に事業期間の延長と、総事業費の増額について計画

変更しています。

特記事項としては、計画変更の内容として、事業箇所の隣接斜面が降雨により拡大崩壊したことから事業区域と事業費の増、並びに事業期間を延長しております。

計画図の欄では、山腹工の施工区域について、送付済みの資料では、緑色と赤色で表示されておりましたが、どちらも当事業による施工区域であるため、赤色に統一して修正いたしました。

続きまして、差替え資料の方、選定候補資料の2枚目を御覧ください。整理番号R4-7番です。

事業種別は治山事業、事業名は海岸防災林造成事業、箇所名は三沢市の織笠地区です。

事業主体及び管理主体は青森県です。事業方法は国庫補助事業です。財源・負担区分は国が50%、県が50%です。

事業の背景・必要性は、平成23年3月の東日本大震災の津波によりまして、海岸防災林が流出・枯死する被害を受けたため、飛砂防備機能の回復を目的に防災林造成事業を実施したものです。

主な事業内容は、枯損木整理工7.23ha、砂の移動を防ぎ植栽木の生育環境を整える静砂工が1万4951m、植栽工が8.44haなどです。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、林野庁の林野公共事業における事業評価マニュアルに基づき評価項目を潮害軽減便益と飛砂軽減便益の2項目として、各便益の詳細については、記載のとおりとなっております。

事業の実施経過としましては、事業着手及び工事着手が平成24年度、事業完了が平成29年度です。

公共事業評価の実施時期は、事前評価を平成24年度に実施しており、当初計画は事業期間が平成24年度から32年度まで、総事業費が9300万円です。

最終実績は、事業期間が平成29年度まで、総事業費が2億7800万円です。

送付済みの資料につきましては、総事業費を2億円と記載しておりました。訂正してお詫び申し上げます。

なお、ただ今の最終実績の総事業費を訂正したため、様式5の平成29年度完了事業一覧で全体事業費の実績欄の金額、また、その他欄の事業費の増加割合115.1%から198.9%に訂正し、差替えをしております。

また、これと同様に様式6、令和4年度選定候補一覧の表の方ですけれども、事業費の増加割合を訂正し、差替えをさせていただいております。

続きまして、変更計画の実施時期は、記載のとおり2回実施しており、計画変更内容については、次の特記事項の欄に記載しています。

まず、東日本大震災の津波被害を受けまして復旧に着手しましたが、津波の浸水によりクロマツの枯損が急速に拡大し、事業量の増加と事業費の増額として第1回計画変更を平成25年度に行っております。その後、被災状況を再調査したところ、枯損割合が軽微であつ

たことや自然復旧等により事業区域を縮小したことから、平成27年度に2回目の事業費と事業期間の見直しを行ったものです。

なお、特記事項欄の最後部分は、送付済み資料では、「見直しを」で途切れていますが、正しくは、「見直しを行った」と表記したものが印刷設定で隠れたものとなっております。以上で林政課の説明を終わります。

(農村整備課)

続きまして、農村整備課です。

整理番号はR4-18番です。

事業種別は農業農村整備事業、事業名は農業水利施設魚道整備促進事業、箇所名等は三戸町の上川原地区です。

事業主体は青森県、管理主体は三戸土地改良区で、事業方法は国庫補助事業です。

財源・負担区分は、国が50%、県が50%となっています。

次に事業の背景・必要性ですが、昭和35年に災害復旧事業で整備された上川原頭首工には、左岸側に隔壁タイプの魚道が設置されていたものの、老朽化により隔壁が流出していたほか、河床が洗掘され、上り口と河床に大きな落差があり、魚類の遡上を妨げている状況にありました。

このため、魚道を整備し、河川環境と生態系の保全及び漁業資源の確保のため、早急な改修が必要になっていたものです。

主な事業内容は、魚道工1か所となっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果はなく、その他として、魚類の移動経路が確保され、河川環境及び生態系が保全される効果となっております。

当初計画時は、平成26年度から29年度までの実施で、総事業費9500万円でしたが、最終実績では、総事業費が1億3800万円となっております。

計画変更の内容ですが、当初計画では、比較的川幅が広いため、全断面魚道としていましたが、対象魚のサクラマスが遡上する4月から6月に河川水位が低下して遡上ができないため、魚道内の水位を保てるアイスハーバー型魚道を追加したことにより、事業費が増となったものです。

以上となります。

(農村整備課)

続きまして、整理番号R4-25をお願いします。

事業種別は農業農村整備事業、事業名はため池等整備事業(用排水施設整備)です。箇所名等は梅内地区、三戸町となっております。事業主体は青森県です。管理主体は三戸土地改良区です。事業方法は国庫補助です。財源・負担区分は、国55%、県33%、市町村6%、その他6%となっております。

事業の背景・必要性です。本水路は、山腹部に位置していることや度重なる地震等、自然的要因により開水路の側壁の損傷、水路橋のひび割、底版からの漏水等施設の機能低下が著しく、用水路の通水能力に影響を与えている状況でありました。このまま放置した場合、水路の崩落等により、下流の農地や農業用施設、農作物等に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、改修することにより災害を未然に防止し、農業用水の安定供給を図るものです。

主な事業内容です。用水路工L=168.0mとなっておりまして、内訳として、水路工が142.1m、水路橋が25.9mとなっております。

想定した事業効果ですけれども、金銭価値化が可能な効果としまして、(1)作物生産効果、(2)維持管理費節減効果、(3)災害防止効果、(4)国産農産物安定供給効果の4つがあります。この(4)については、土地改良事業による農用地や水利条件の改良等に伴い、受益地域で維持・向上する国産農産物の安定供給に国民が感じる安心感の効果となっております。

事業の実施経過ですけれども、事業着手は平成26年、工事着手は平成27年、事業完了は平成29年でありました。

公共事業評価の実施時期なんですけれども、事前評価時、平成25年は、事業期間は平成26から平成30年度まで。総事業費は6400万円でした。

事後評価時、R4年では、最終実績で、事業期間は平成26年から29年、総事業費は9100万円となっております。

計画変更なんですけれども、平成27年度に計画変更を行っておりまして、事業期間は、当初計画と同じく26年から30年、総事業費は1億円として計画変更しております。

計画変更の内容は、道路協議の結果、水路橋の構造変化に伴う事業費が増となったことによります。

以上です。

(道路課)

続きまして、道路改築事業について、道路課から2件、説明いたします。

まず、選定候補調書の整理番号、R4-30番について御説明申し上げます。

事業種別は道路改築事業、事業名は国道改築事業、箇所名は国道279号、吹越バイパス、横浜町から六ヶ所村までの事業となっております。

事業手法については、国庫補助事業で実施しておりまして、負担割合は国55%、県45%の負担割合でございます。

事業の背景・必要性といたしましては、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」、全長約68kmでございますが、その一部をなす延長5.75kmのバイパス事業でございます。

完成2車線の自動車専用道路として整備しました。

主な事業内容は、計画延長5,750m、車道計画幅員は7m、路肩を含む全幅で13.5mとなっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間短縮、走行費用の減少、交通事故の減少、冬期の走行速度向上、防災機能の強化を計上しております。

金銭価値化ができないその他の効果としては、地域間連携の強化、産業・観光分野の支援、救急医療ネットワークの向上、国家エネルギープロジェクトの支援を見込んでおります。

事業の実施経過でございますが、事業着手は平成20年度、用地及び工事着手は平成22年度、事業完了は平成29年度となっております、総事業費は93億円となっております。

平成26年度の再評価におきまして、事業期間、総事業費が当初計画時より増加、完成年次も延期、延長して延伸しております。

理由といたしましては、隣接工区、北側の横浜南バイパスを平成25年度に新規事業化しておりますが、これに伴って接続するインターチェンジの形状を見直しております。

また、冬期の気象状況の調査によりまして、防雪柵など、安全施設を追加したことにより、事業費が増加となったものでございます。

個別の附帯意見はございませんでした。

この箇所につきましては、以上でございます。

次に整理番号R4-31番について御説明いたします。

事業種別は道路改築事業、事業名は県道改築事業、箇所名が柘棚手倉橋線 上横沢Ⅱ期工区、新郷村での事業となっております。

事業種類につきましては、交付金事業で実施しておりまして、その負担割合は国65%、県35%でございます。

事業の背景・必要性といたしましては、本路線は、三戸郡新郷村南部に点在する集落と国道454号、第2次緊急輸送道路になっております国道45号を連絡する区間でございますが、この区間が幅3.5m、幅員狭小、急カーブ・急こう配区間であることから、このアクセス向上を図るための道路整備をしたということでございます。

主な事業内容は、計画延長が1,300m、車道の幅員が5.5m、歩道設置はなしで、路肩を含む全幅で7mの道路整備となっております。

想定した事業効果は、金銭価値化が可能な効果として、走行時間の短縮、走行費用の減少、交通事故減少、冬期の走行速度向上、防災機能の強化となっております。

その他の効果といたしましては、生活・経済圏の連携強化、国土保全を担う中山間地地域の支援、救急医療体制の支援などとなっております。

事業の実施経過ですが、事業着手、用地着手、工事着手は平成13年度、事業完了は平成29年度となっております、総事業費は5億6400万円となっております。

総事業費が、当初計画時の10億3千万円から5億6400万円減少した理由といたしましては、道路の縦断計画を見直しまして、切土量を大幅に減らしたことにより事業費が減ったものです。

道路課の説明は以上でございます。

(河川砂防課)

河川砂防課です。御説明させていただきます。

整理番号がR 4 - 3 3になります。

事業種別は河川事業、事業名は広域河川改修事業、箇所名はむつ市の田名部川になります。事業方法は、国庫補助及び交付金で実施しており、財源・負担区分は、国50%、県50%となっております。

事業の背景・必要性としましては、田名部川は、現況流下能力が低く、度々浸水被害が発生していたことから、おおむね50年に1回の確率で発生する規模の洪水を安全に流下させて、沿川の人家や田畑を浸水被害から守るために本事業を実施しました。

主な事業内容は、築堤が19,715m、掘削が7,011m、護岸が16,833m、放水路トンネルが675mとなっております。

下に事業概要図を示しておりますが、田名部川については、放水路である新田名部川の整備と本川の河道拡幅を行っており、支川の小川については、放水路トンネルを整備して、これらで沿川の浸水被害を軽減する事業となっております。

想定した事業効果としましては、金銭価値化が可能な効果として、洪水氾濫による家屋や家庭用品、農作物等の被害防止効果を対象としております。

事業の実施経過としましては、事業着手は昭和31年度、事業完了は平成29年度となっております。

公共事業評価の実施時期は、平成10年度、15年度、20年度、25年度、計4回で、いずれも対応方針は継続、個別附帯意見はいただいておりません。

総事業費は、当初計画時は、102億8千万円で、最終実績額は、143億7500万円となっております。

調書には記載しておりませんが、事業費が4割ほど増に、当初に比べてなっているんですが、昭和31年当初の計画は、新田名部川の整備の計画となっておりまして、その後、田名部川の河道拡幅や小川、支川小川の放水路トンネルの事業が追加になったことから、事業費が増となっております。

以上でございます。

(河川砂防課)

河川砂防課の2つ目の事業になります。

整理番号がR 4 - 3 6番になります。

事業種別ですが、砂防事業です。事業名は、通常砂防事業で、箇所名については、九艘泊川、むつ市となります。事業主体及び管理主体は、共に青森県となります。事業方法については、交付金によるものです。財源・負担区分については、国及び県が50%、それぞれとなっております。

事業の背景・必要性についてでございます。九艘泊川は、むつ市脇野沢に位置する複数の

土石流危険溪流から構成されている流域であります。

当流域では、溪岸侵食や崩壊地が確認され、河床に不安定土砂が堆積しており、降雨時には土石流発生による下流人家や避難所、公民館、第2次緊急輸送道路に位置づけられている県道九艘泊脇野沢線等への被害が懸念されておりました。本事業は、これらの下流域の人家や公共施設等を土石流災害が保全することを目的として砂防堰堤等の整備を行ったものでございます。

主な事業内容についてでございます。

砂防堰堤が5基、床固工が2基、堆積工が1基となっております。

想定した事業効果でございます。

金銭価値化が可能な効果といたしまして、人家等への直接被害抑止効果、2つ目として、人身被害抑止効果、3つ目として、公共施設等への直接被害抑止効果、4つ目として、人命損傷に伴う精神的被害抑止効果としております。その他の効果としましては、交通途絶及びライフライン切断による波及被害抑止効果。

2つ目として、営業停止波及被害の抑止としております。

事業の実施経過についてでございます。

事業着手が平成14年、用地着手が15年、工事着手も15年で、事業完了が29年度でございます。

公共事業評価の実施時期についてでございます。

事前評価、これは平成13年度になっております。

事業期間が14年から22年度までで、総事業費は4億6400万円、再評価は平成23年度です。

事業完了年度が27年度で、総事業費が6億2千万となっております。

最終実績については、29年度事業完了で9億2千万円となっております。

計画変更の時期についてです。

第1回計画変更が平成20年で、14年から24年の5億6700万。

2回目の計画変更が23年度で、同じく14年から完了は27年、6億2千万。

第3回の変更が27年度で、29年度完了で総事業費は9億2千万としておりました。

特記事項についてでございます。

国有林所管替えの範囲の確定に不測の日数を要したこと、また基礎部に脆弱な地質が確認されたことへの対応のため、事業期間及び事業費を変更しております。

説明は以上であります。

(港湾空港課)

続きまして、港湾空港課の事業、2件を説明いたします。

整理番号がR4-51になります。

事業種別が港湾事業、事業名が青森港港湾環境整備事業緑地(浜町)、箇所名といたしま

しては、青森港本港地区で青森市にございます。事業主体、管理主体は、青森県、事業方法は、交付金、財源・負担区分につきましては、国が35%、県が49%、市町村が16%となっております。

事業の背景・必要性ですが、当該地区は幹線道路からのアクセスも良く、夏場は一般市民が多く訪れる場所であります。また、青森市は、人口30万人を要する都市としては、国内外でも有数の豪雪地帯であり、排雪量の約6割が青森港へ海洋投雪されている状況となっております。市街地で雪堆積用地の確保が極めて困難な状況でありますことから、今後も青森港への投雪に依存せざるを得ない状況となっております。雪塊に含まれるごみや不純物による陸奥湾の環境汚染等に対しては、改善に取り組むべき課題ということにされておりますことから、夏場は市民と港湾との触れ合いの場とする親水緑地として、冬場は陸奥湾への投雪によるごみ流出対策等を図るための雪処理場としての利用できる施設の整備を行っております。

主な事業内容でございますが、下の方に写真等にもありますが、栈橋がL=306m、これは、鋼管杭方式となっております。護岸の方が、L=278mとなっております。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果といたしまして、交流・レクリエーション機会の増加。環境改善便益というものを想定しております。

事業の実施経過でございますが、事業着手が平成14年度、工事着手が平成18年度、事業完了が平成29年度となっております。

公共事業評価の実施時期に関しましては、平成23年に再評価の方を一度行っております。

事業評価、最終実績といたしましては、事業期間が平成14年から平成29年度、総事業費が24億9500万円となっております。

特記事項といたしまして、事業費が当初の40億から減少している理由なんですけれども、当初設計では、外周施設を全部同じ大きさで整備する予定だったんですが、施設の配置等を見直しまして、丁度、写真で見ると左側ですね。細くなっている部分、こちらの部分を施設の配置を見直して、総事業費が減少しているということになっております。

平成23年度の再評価におきまして、対応方針は継続、附帯意見はなしということになっております。

続きまして、次の大湊港の説明をいたします。

整理番号がR4-53、事業種別が港湾事業、事業名が大湊港港湾環境整備事業緑地(大平)、箇所名に関しましては、大湊港大平地区、むつ市にございます。

事業主体、管理主体に関しましては、共に青森県、事業方法は国庫補助、財源・負担区分に関しましては、国が50%、県が40%、市町村が10%となっております。

事業の背景・必要性でございますが、大湊港は、下北半島中央部に位置し、下北各地へのアクセスに便利な港でございます。また、下北地域で唯一耐震岸壁を有し、青森県地域防災計画の中で下北地域全体の防災拠点として位置づけられており、震災時には、緊急物資輸送

拠点及び避難場所として利用され、平時は隣接する「ウェルネスパーク」とともに市民の憩いの場として利用されております。その役割が更に期待されているという状況になっております。

主な事業内容でございますが、通路・遊歩道工がA=9, 100㎡、トイレが2棟、広場が、面積30,600㎡というふうになっております。

想定した事業効果でございますが、金銭価値化が可能な効果として、交流・レクリエーション機会の増加便益、防災避難便益というものを想定しております。

事業の実施経過でございますが、事業着手が平成13年度、工事着手も同様に平成13年度となっており、事業完了が平成29年度となっております。

公共事業評価の実施時期でございますが、再評価の方を平成22年に受けております。

最終的な実績でございますが、事業期間といたしましては、平成13年から平成29年、総事業費に関しましては、9億2900万円となっております。

その他特記事項等はございません。

以上でございます。

(都市計画課)

それでは、最後、都市計画課から説明させていただきます。

整理番号はR4-55になります。

事業種別は街路事業、事業名は道路改築事業、箇所名等は、3・4・3号中央町金矢線、市町村名は、三沢市での事業になります。

事業主体は青森県、管理主体は三沢市、事業方法は国庫補助、交付金、県単独、財源・負担区分は、国47%、県38%、市町村15%となっております。

事業の背景・必要性についてですが、本路線は青い森鉄道によって東西に分断されている三沢市街地を結ぶ重要な幹線街路でございます。整備前は、三沢駅周辺を東西に結ぶ道路は、県道1路線、市道2路線であったが、市道2路線は、踏切による平面交差のため、立体交差をしている県道への交通の集中が著しく、三沢駅周辺は慢性的な交通渋滞が生じておりました。そこで、鉄道を跨ぐ跨線橋やトンネルを整備するなど、新たな道路を整備することで、東西に分断されている三沢市街地内の連携強化と都市内交通の円滑化を図ったものでございます。

主な事業内容としては、道路新設1,564m、幅員が16m、うち跨線橋が400m、トンネルが360m、このトンネルは2か所ございまして、この調書の右下の写真を見てもらえば分かるのですが、奥の方に1つトンネルがあります。手前にもありまして、2か所で360mとなっております。

調書に戻りまして、想定した事業効果については、金銭価値化が可能な効果として、走行時間短縮効果、走行経費減少効果、交通事故減少効果、冬期間の走行速度向上による効果、その他の効果として、三沢駅周辺の渋滞緩和、三沢市立病院へのアクセス向上、上北道路へ

のアクセス向上、都市内交通の円滑化となっています。

中段、事業の実施経過につきまして、事業着手は平成5年度です。用地着手が平成8年度、工事着手が平成15年度、事業完了が29年度となっています。

公共事業評価の実施時期でございますが、第1回再評価が平成14年度、この際に附帯意見をいただいております。

平成14年度時点では、工事にまだ着手していないことや用地先行で事業進捗率が低かったというような背景がございました。その時、平成14年度の総事業費は120億3300万円でございます。

再評価は、次に平成19年度、24年度に行っております。

計画変更の時期については、3回行っております。

第1回計画変更は平成17年、第2回計画変更は23年、第3回計画変更は平成26年に行っておりまして、計画変更の内容としては、主に橋梁構造に関する見直し、総事業費の見直し、事業期間の延伸でございます。

最終実績は、事業期間が平成5年から平成29年度まで。総事業費が123億3500万円。特記事項として、事業費が最終的に増加している件につきましては、跨線橋及びトンネル工事において、資材単価の見直しにより事業費が増加したものとなっております。

説明は以上です。

(阿波委員長)

説明、ありがとうございます。

それでは、ただ今の担当課からの御説明を踏まえまして、全部で11事業ございましたが、来年度の事後評価の対象事業、3件を選定したいと思います。

まずは、これまでの説明内容について、委員の皆様方から御質問等がありましたらお願いいたします。

最後の都市計画課の道路改築事業、整理番号55番の事業に対しては、附帯意見があったということですが、その附帯意見に対して、どのような対応をとられたのか、もし、確認できているようであれば、簡単に紹介いただくとありがたいですね。

(都市計画課)

それでは、都市計画課から説明します。

附帯意見については、令和4年度選定候補一覧のところに、様式6(第3関係)があるのですが、そこに附帯意見がついています。

附帯意見は、橋梁建設にあたり、景観や耐久性に配慮すること。周辺地域を含めた全国的な物流円滑化のための事業である。今後の社会経済情勢の変化等に留意し、速やかに事業を進めること。三沢市のまちづくりや活性化に配慮すること。

というような意見が出されております。

ここで、全部に関しては、なかなか説明できないのですが、まず、一番大きなのは、橋梁建設にあたり、景観や耐久性に配慮すること、というような附帯意見に関しては、先ほど説明したとおり、計画変更で橋梁構造に関する見直しをしております。この事業、最初は、青森ベイブリッジのような主塔のあるコンクリート橋の計画でした。これが最終的に写真のとおり、シンプルな鋼橋になりまして、コスト縮減等を図っていると、そのようなことをしております。

附帯意見のその他については、これから事後評価の候補になるかと思えますけれども、そういう機会があれば、また説明したいと思います。

(阿波委員長)

ありがとうございました。

他、委員の皆様方から御質問ありますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(森(淳)委員)

分からなくて教えていただきたいんですけども。

令和4年度選定候補一覧というものがあって、その前に29年度ですか、完了事業一覧。これの関係というか、どういう考え方。まず、29年度に完了した事業一覧から選定候補一覧の、三沢市のやつはちょっと特殊なのかもしれませんけども、それを選んだということでしょうか。

(阿波委員長)

そうです。

先ほどの平成29年度完了事業一覧の中から、事後評価の対象事業を選定していくこととなりますが、その時に選定の基準というか、考え方として、その上に3つほど書かれています。

1つ目が、再評価を実施したものです。それと、計画と実績との差が大きいとか。そのような幾つかの選定にあたって基準を設けましてピックアップしたものが、その後令和4年度の選定候補一覧という形になります。

事務局の方で、もし何か補足がありましたら。

(森(淳)委員)

整理した経緯が何かあると分かりやすいなど。

具体的には、農業農村整備事業の屏風山、これはかなり大きな事業で、そして事業費が30%以上の増となっていて、それよりもはるかに規模の小さな魚道の整備、これが選定候補にあがっている。何かバランス的に何か理由があるのかなと思ったものですから、ちょっと

お聞きしました。

(事務局)

具体的にという、農村整備課の事業になるのでしょうか。

(農村整備課)

農村整備課です。

屏風山地区、魚道整備の地区を担当しています、生産基盤整備グループの一戸と申します。

今回、3地区ほど、当グループの事業が該当していたんですけども。単純に一番右の欄のその他の増減率で決めさせていただいております。

(森(淳)委員)

増減率かなと思ったんですけども。45%と、それと屏風山は35%、確かに屏風山は増減率は低い、それに比べれば低いんですけども。事業の規模そのものが桁違いに違って、事業費の増減率だけを指標にして選定地区を選定するというのは、何かちょっと合理的じゃない気がするんですが、いかがでしょうか。

(農村整備課)

事務局の方から、再評価に関する事項と工期ですとか、事業費の増減というポイントで示されておりましたので、こういう形で選定させていただきました。

(森(淳)委員)

経緯はよく分かりました。

選定の方法そのものが、やはり透明性を持たせるという意味では、小さいものがちょっと、1億とか2億になったものと、100億のものが150億になったのでは、社会経済的に言っている意味が全く違うと思うので、その辺の選定理由も少し整理が必要なのかなと。これは、事務局かもしれませんが。

と、考えました。

以上です。

(阿波委員長)

次年度以降、そういったことも少し加味しながら選定できればと思います。

今年度につきましては、令和4年度の選定候補一覧の中から3つ、事業を選定していきたいと思いますが、その他、委員の皆様方から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

これまで、選定、事後評価の対象事業の選定にあたりまして、広く様々な種別の事業を対象としたいということから、事業や担当課に偏りがないように、全体的なバランスに配慮して選定してきております。

参考でございますが、今年度実施した事業につきましては、農村整備課のため池整備、漁港漁場整備課の高潮対策、港湾空港課の港湾改修事業というふうに3つございました。

今年度、事業種が重複しないように次年度の事業を選定していくということからいたしますと、今年度の一覧の中で林政課、それと道路課、河川砂防課、都市計画課から事業を選定してはどうかということがあります。

また、再評価時に附帯意見が付けられた事業については、事後評価を行うということでございますので、都市計画課の道路改築事業については、事後評価を確定させていただきたいと思っております。

そうしますと、道路関係が3つのうち2つというのもちょっとバランスを欠くかなと思っておりますので、道路課を除き河川砂防課と林政課、そこから1つずつぐらいが、今年度とのバランスを考えますと妥当かなと考えているところです。

そういったことを念頭におきながら、委員の皆様方から対象事業について、御意見、御提案をいただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

河川については、事業費の大きい田名部川ですね。これが、1つ、候補かなと思っておりますがいかがでしょうか。何か御意見、御提案がありましたらお願いいたします。

田名部川についてはかなり事業期間が長くて、非常に事業規模も大きいということで選定してはどうかと思っております。

残り、もう1件ですね。選定したいと思っておりますが、皆様方から何か御提案がありましたら是非お願いいたします。

バランスを考えますと、林政課の2番と7番の2つの事業のどちらかということがよろしいかなと思っております。その他でも構いません。皆様方から御提案がありましたら。

事業費の増加が大きいのは2番なんですね。そういった点も。事業費については7番、かなり事業費が、なかなかどちらかと決め難いところがあると思っております。

近年、災害、土砂災害等ですね、そういったものも増えてきておりますので、そういった事業の内容からみますと、2番というのも、今後、同種事業へ反映するということを考えますと選択肢としてはあるかもしれません。山岳地域での土砂災害等々、近年増えてきているということもございます。

何か皆様方から御発言ございませんでしょうか。

特に皆様から御提案がなければ、2番ということでよろしいでしょうか。

そうしますと、令和4年度の事後評価の対象事業の選定としては、再評価時に附帯意見が

付された都市計画課の道路改築事業55番と、再評価時に附帯意見が付された事業以外の事業として、2番の林政課の事業、もう1件は、事業規模の大きい33番の河川砂防課の広域河川改修事業と。

以上の3事業をこの委員会として選定したいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、そのように令和4年度の事後評価の事業選定を決定したいと思います。

もう一度言いますと、55番と2番と33番ですね。55番、2番、33番の事業を選定したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に事後評価につきまして、先ほど、事務局から説明があったとおり、令和元年度から調書の記載内容を工夫しておりますが、この点について、ここはもう少しこのように改善して欲しい、詳しく記載してはどうかといったような改善の必要性等ございましたら、委員の皆様方から御意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど、事後評価の調書ですね、調書の内容とか、記載の方法ですね。そういった部分について、事後評価、次年度以降ですね、より良い評価となるように調書の改善等、御意見、コメントがありましたらどうぞよろしくお願いいたします。

私としては、金銭価値化ができるような事業以外のその他の効果というところに記載されておりますが、そういったものも積極的に事後評価の中では、事業評価として取り上げていただけるといいんじゃないかと思っております。

特に、事業開始時、または事業期間、事後評価ですね。かなり長い期間事業が実施されるものもございますので、その中で、当然、社会環境の変化というものがあるだろうと思しますので、そういった部分で、当初、予定していなかった、予測していなかったような効果、そういったものが、もしあれば、この事後評価の中で取り上げていただくことによって、次の同種事業の推進に活かすことができるのではないかと思いますので、必ずしも計画段階、想定した事業効果に捉われないで、少し総合的な評価、調書の記載内容について工夫してもらえるとありがたいなと感じているところです。

これまでも委員会の中で、そういったお話も出ていたかと思うんですが、改めてお願いしたいなと思っているところです。

いかがでしょうか、委員の皆様から何か御発言ございますか、この事後評価の調書のあり方について。

よろしいですか。

それでは、特に意見がないようでございますので、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

例年、来年度に向けて、先ほど、3事業を選定いただいておりますが、どのようにアンケート等含めて評価を行うかということについて、評価の仕方、方法等について、事前整理をこれまでも行ってきております。

今年度ももし可能であれば、来年度の事後評価にあたり事前整理を行う機会を第3回の

委員会として開催する予定でございます。

日程等、開催可能かどうかということも当然あるかと思っておりますので、そういった部分については、別途、事務局の方から御案内させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局の方から、あとはお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

3、その他ということで、事務局の方から事務連絡をさせていただきたいと思っております。

本日の配付資料及び議事録につきましては、事務局である企画調整課において縦覧に供するとともに、県のホームページの方において公表いたしますので、よろしくお願いいたします。

今、阿波委員長からお話がありました来年度の事後評価対象事業事前整理を議題とする第3回の委員会につきましては、先ほど、資料2で少し説明いたしましたが、2月末ぐらいと考えております。新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案いたしまして、書面による開催等も念頭におきながら、改めて日程調整させていただいた上で、後日、御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(司会)

それでは、本日は長時間にわたりまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、第2回委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。